

改正後	現行
<p data-bbox="152 225 506 256">【小規模保育に関すること】</p> <div data-bbox="136 316 1093 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="136 323 1093 451">Q7) 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。</p> </div> <p data-bbox="136 515 1099 643">3歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児としています。（他の地域型保育事業も同様）</p> <p data-bbox="136 659 1099 882">ただし、例えば、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）がない場合や、きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合、<u>集団生活を行うことが困難である場合など、保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合には、3歳以上児を受け入れることも可能です。</u></p>	<p data-bbox="1137 225 1563 256">【小規模保育に関すること】</p> <div data-bbox="1122 316 2078 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1122 323 2078 451">Q7) 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。</p> </div> <p data-bbox="1122 515 2092 643">3歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児としています。（他の地域型保育事業も同様）</p> <p data-bbox="1122 659 2092 834">ただし、例えば、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）がない場合や、きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合<u>など市町村が特に必要と認めた場合には、3歳以上児を受け入れることも可能です。</u></p>